

## 陳　　情　　文　　書　　表

(子ども若者はぐくみ局)

件　　名	学童クラブ事業利用料金の値上げの撤回		
要　　旨	<p>京都市は8月11日の教育福祉委員会において、学童クラブ事業に関する新たな利用料金体系について提案した。その中で、学童クラブ事業の従来の利用料金の考え方を変更し、具体的には所得税課税世帯（従来のD区分）に対し基本額を設置すること、従来、午後6時と午後6時30分の二段階であった料金区分を午後5時と午後6時30分に変更することを提案した。</p> <p>そのため、従来、所得税課税対象であったD区分は、軒並み利用料金の値上げとなり、最も値上げ率の高い階層では2倍以上の値上げとなる。また、午後6時まで学童クラブに通わせていた家庭は、全て午後6時30分の区分となり、これも値上げとなる。</p> <p>市民、保護者からはこの値上げ幅であれば、学童に通わすことができないとして利用控えも起こり得る。</p> <p>そもそも学童クラブ事業は、増加する共働き世帯、ひとり親世帯にとってなくてはならない生活インフラとなっており、学童クラブが利用できないことは生活ができないことと一緒にである。</p> <p>また、今回の提案は8月の教育福祉委員会での議論を経て9月市会にて採決し、その後、保護者に説明すると市当局から説明されたが、市民、保護者からすれば、決まってから聞かされることになり、決まったことだから従えということにほかならない。</p> <p>ついては、以下のことを願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 コロナ禍で生活が困窮している中、市民、保護者に学童クラブ利用料金の値上げを求めるることはやめること。</li> <li>2 市民、保護者に十分情報開示をすること。</li> </ol>		
受理年月日	令和3年10月4日	回付委員会	教育福祉委員会

受理番号	陳　　情　　文　　書　　者
1879	
1880	

1881	
1882	
1883	
1884	
1885	
1886	